4

㈢　認定

(1)　児童手当の支給要件に該当する者（㈠(1)イからハまでに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(2)　児童手当の支給要件に該当する者（㈠(1)ニに係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならないこととした。（第七条第二項関係）

イ　小規模住居型児童養育事業を行う者　当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ　里親　当該里親の住所地の市町村長

ハ　障害児入所施設等の設置者　当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

㈡　費用

(1)　被用者に対する児童手当の支給に要する費用（三歳未満の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その一五分の七に相当する額を事業主から徴収する拠出金をもって充て、その四五分の一六に相当する額を国庫が負担し、その四五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担することとした。（第一八条第一項関係）

(2)　被用者に対する児童手当の支給に要する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担することとした。（第一八条第二項関係）

(3)　被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担することとした。（第一八条第三項関係）

㈡　市町村に対する交付

政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳未満の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四五分の三七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ交付することとした。（第一九条関係）

㈢　拠出金

全国的な事業主の団体は、拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができることとした。（第二一条第四項関係）

5

㈠　雑則

児童手当に係る寄附

(1)　受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができることとした。（第二二条の二第一項関係）

(2)　市町村は、(1)により受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならないこととした。（第二二条の二第二項関係）

㈡　受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等

(1)　市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二九年法律第一六〇号）に規定する学校給食費（(2)において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用のうち市町村の支弁とされている保育費用（(3)において「保育料」という。）その他これに類する費用のうち当該受給資格者に係る一五歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある児童（(2)において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができることとした。（第二二条の三第一項関係）

(2)　市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）に規定する保育料その他これらに類する費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができることとした。（第二二条の三第二項関係）

(3)　市町村長は、児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、3㈢の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、当該扶養義務者に児童手当の支払をする際に保育料を徴収することができることとした。（第二二条の四関係）

㈢　施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い

市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前の施設入所等児童に対し児童手当を支払うものとすること。この場合において、当該施設等受給資格者は、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができることとした。（第二二条の五関係）

㈣　児童育成事業

全国的な事業主の団体は、児童育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができることとした。（第二九条の二第二項関係）

6

㈠　附則

特例給付

(1)　当分の間、3㈠(1)に該当する者（所得制限により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村等の負担による給付（以下「特例給付」という。）を行うこととした。（附則第二条第一項関係）

(2)　特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五、〇〇〇円に中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすることとした。（附則第二条第二項関係）

(3)　特例給付に要する費用は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担することとした。（附則第二条第三項関係）

㈡　その他

(1)　平成二四年四月分及び同年五月分の児童手当については、所得制限は適用しないこととした。（附則第三条関係）

(2)　当分の間の措置として規定されていた改正前の特例給付等については、廃止することとした。（附則第六条～第八条関係）